

## 地域医療情報連携ネットワーク導入コーディネート業務仕様書

### 1 目的

本市は苫小牧市医療 DX 構想（以下、本構想という。）を策定し、将来的に減少する可能性が高い医療系資源におけるサービスの維持を目指すこととしている。

この構想の実現には、本市だけにとどまらず医療機関をはじめとする関係者の理解を得ることがもっとも重要であり、関係者の DX に対する機運の醸成を図るため、専門的知見からの助言や支援を得ることを目的とする。

### 2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

### 3 導入コーディネートの対象者

苫小牧市内に所在する医療機関をはじめとする関係施設及び関係者を対象とする。

### 4 業務の内容

以下、（１）から（４）の業務を行う。受託者は、提案限度内で実行可能な独自の取り組み、工夫を追加できるものとする。

#### （１）市域におけるシステム資源調査

- ・本市の医療・介護施設で利用している医療情報システムや介護情報システムについて、ネットワークで連携するために必要なシステム及び機器の状況、人的資源を調査すること

#### （２）機運醸成を図るための企画の立案及び実施

- ・ネットワーク導入への機運の醸成（地域とのコーディネート）や、導入・連携方法に対する合意形成を図るため、会議等（ワークショップを含む）を実施すること
- ・会議等については、ファシリテーターを配置し、企画、開催運営、結果報告を行うものとする
- ・実施にあたっては、４ページ記載の関係機関数を参考に幅広く実施すること
- ・実施回数は契約期間内に５回以上行うこと
- ・関係機関同士が認識を共有できる場となることを意識した提案を行うこと
- ・導入・連携方法に対する方向性、ニーズなどを把握すること

#### （３）本構想実現に向けた提言

- ・医療情報を核とした介護など多職種間を連携するネットワーク網を構築するにあたり、専門的知見から助言や支援するとともに、本構想について提言すること

(4) 中期的なアクションプランの提言

- ・(1)、(2)、(3)において得た結果から、本構想における目的達成に必要な情報や手法として中期的なアクションプラン（5年程度）について提言すること

5 実施体制

(1) 実施体制

市域におけるシステム資源調査や、機運醸成を図るための企画の立案及び実施、本構想実現に向けた提言、中期的なアクションプランの提言の実施に必要な業務執行体制を整備すること

(2) ファシリテーター

ファシリテーターは、地域医療情報連携ネットワーク導入に対する実績及び医療や介護の専門知識を有する者を設置すること

6 報告書の提出

受託者は、以下の書類を苫小牧市（以下「市」という。）に提出するものとする。

- (1) システム資源調査報告書
- (2) 会議等報告書
- (3) 中期的なアクションプラン

A4ファイル1部ずつ、電子データ（PDF等）一式

7 その他特記事項

(1) 苦情対応等について

本業務実施にあたり、対象者が安全に事業に参加できるよう十分に配慮するとともに、本業務中のトラブルや苦情への対応は原則として受託者の責任で行うこと。また、処理経過等について、市に速やかに報告すること。

(2) 損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負う。なお、事故等が発生した場合は、処理経過等について、市に速やかに報告すること。

(3) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならな

い。ただし、事前に書面にて市に報告し、承諾を得たときは、この限りではない。

(4) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理を確保するために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様の措置を講じなければならない。

イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 関係法令の遵守

業務の実施にあたって、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。

(6) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については市に帰属するものとし、市の承諾を得ないで他に使用し、あるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(7) 委託料の返還等

ア 受託者が委託料を本業務以外の用途に使用した場合又は虚偽その他不正な手段等により業務を受託した場合には、委託料の全部又は一部を返還させる。

イ 市は、受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないとき市が認めるとき、又は業務内容が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないことができる。また、既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部又は全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることができる。

(8) 本仕様書に定めのないことについては、市と協議の上、決定するものとする。

【参考】 関係機関数（以下の件数については延べ件数）

○医療機関

- ・病院 13 件
- ・診療所・クリニック 64 件
- ・訪問診療・往診を行っている医療機関 9 件
- 合計 86 件

○調剤薬局 65 件

○介護サービス・高齢者向け居住施設

- ・地域包括支援センター 7 件
- ・居宅介護支援事業所 42 件
- ・訪問介護事業所 52 件
- ・訪問入浴介護事業所 3 件
- ・訪問看護事業所 21 件
- ・訪問リハビリ事業所 3 件
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 件
- ・通所介護事業所 50 件
- ・認知症対応通所介護事業所 3 件
- ・通所リハビリ事業所 8 件
- ・認知症デイケア 2 件
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 7 件
- ・短期入所生活介護事業所 10 件
- ・短期入所療養介護事業所 6 件
- ・福祉用具貸与 7 件
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 11 件
- ・介護老人保健施設 6 件
- ・介護医療院 3 件
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 29 件
- ・養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護） 1 件
- ・軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護も含む） 2 件
- ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護も含む） 6 件
- ・サービス付高齢者住宅（特定施設入居者生活介護も含む） 10 件
- ・有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護も含む） 38 件
- 合計 328 件

○保険外サービス

- ・有償ボランティア看護 1 件
- ・有償ボランティア介護 6 件
- ・移動支援 1 件
- ・福祉ハイヤー 4 件
- 合計 12 件

○苫小牧市医師会医療情報連携委員会

○苫小牧市医療D Xワーキンググループ